

◆講習会等

赤土対策講習会

水産業改良普及センター本部駐在 平安名 盛 正

平成20年7月29日（火）14：00から名護市中央公民館第1第2研修室において、講師に沖縄県福祉保健部衛生環境研究所 主任研究員 仲宗根 一哉氏と恩納村漁業協同組合指導係 比嘉 義視氏を招いて「赤土対策講習会」を開催した。仲宗根主任研究員には、「赤土防止条例制定後の北部域の赤土流出の状況」と「S P S S 簡易測定法」の実演、比嘉氏には「赤土流出時の漁協・組合員の対応について」と題し、講演して頂いた。参加者は、漁協、漁業者11名、市町村職員10名、県職員3名であった。

1. 目的

沖縄県において平成7年「赤土流出防止条例」が施行された。それまでは、あらゆる土地改良や農地改良、米軍の演習場等から降雨時や台風時には大量の赤土が河川をとおして沿岸域に流れ込むことが当たり前の情景であった。そのため平成7年に水産団体による陳情要請、署名運動等の後押しを受けて、県は先述の条例制定に踏み切った。

では、条例施行後は、北部域の赤土の流出状況はどうなっているのか。その現状と地先に堆積した赤土汚染の状況を調べる方法と流出時に漁協、漁業者はどう対応し、行動するのか、先進漁協である恩納村漁協の取り組みを参考に各漁協での取り組みのきっかけにしてもらうことを目的とした。

2. 講演内容

仲宗根主任研究員に同研究所のモニタリング調査をもとに講演頂いた。

同研究所においてはアザカ川、平南川、恩納村瀧原におけるサンプリング調査を実施してお

り、平時と降雨時の比較を写真で紹介した。施行以前は、パイン農地の古株は谷間に押し込むことが普通に行われていた。また現在は、裸地面はマルチング、ひまわりや月桃を使ったグリーンベルトの設置を施すなど意識改革が進んでいる。また、勾配の修正工事が増えており、以前は5°であった勾配が現在は1.7°以下で勾配を作っている。（赤土の流出初期は1.7°であるため）施行前の農地からは、赤土が32万トンの流出が22トン（パイン農家の減少が要因）、開発工事においては18万トンから5万トン、米軍演習場3万トンから2万トンへ減少傾向となった。赤土流出防止条例施行後は既存農地からの赤土の流出が顕在化し、全体の3分の1を占めている。この赤土による河川域の汚染度を知るために、S P S S 測定法という方法がある。この方法でみると、ランクを1～8に分け、以前のランク表にあらたに5bが加えられた。そのランク5bから魚に影響が出る濁り、ランク6から砂に赤土の堆積が分かるというランク分けでその汚染度を知ることができる。S P S S 測定の時期は、梅雨の終了後または台風後、冬場の季節風の後に測定するのが望ましい。S P S S 測定データでみると、1999年～2004年までは値も低く、条例施行の効果が出ていたが、2005年から一転して上昇し始めている。原因是、長雨による土砂崩れ等がある。平南川、源河川においてはS P S S 測定値は上昇傾向にある。平南川においては、98年～04年までは減少していたが以後横ばいとなり、05年から08年にかけては変化はない。恩納村沿岸においては赤土の堆積は確認できないが、サンゴの回復はみられない。去年辺りからS P S S の値が高めに転じている。そ

の原因として、個人の開発行為と沈砂升等が一杯となり、その管理が不十分な点がある。また、金武湾においては、湾奥が波浪の影響を受けにくく、赤土の浄化がし難い地形にある。このため、流出源対策が重要な地域である。北部域全体として、農地からの流出は顕在化し、各地域の流出協議会において、水産関係者も積極的に参加しながら、赤土の流出の現状とその対策について地域で行動することの重要性を知つてもらう必要がある。

次に恩納村漁業協同組合指導係 比嘉義視氏から「赤土流出時の漁協・組合員の対応」と題して講演して頂いた。

恩納村内で赤土が流出した場合、組合員が現場確認を行うと共に、すぐに漁協へ通報する。直ちに、組合役職員は現場調査を実施し、工事関係者への抗議・村への通報を行う。村は、漁協からの通報を受けて、現場確認と漁業被害調査、流出関係者への改善指示を行う。その後に恩納村赤土流出協議会を開催し対策を協議することとなっている。協議会においては現場からの赤土の流出を未然に防ぐことを最大の目標としているが、流出時の被害を最小限に食い止めるために、迅速かつ効果的な対策についても対応している。また、漁協の青年部を中心とした活動として、S P S S 測定を実施し、年2回村内20ポイントのサンプリングとその分析を行っている。今後は、これまで、恩納村漁協だけで進めてきた定期的なS P S S 測定を全県一斉に実施し、そのデータを一元化してまとめ、各漁協へフィードバックすると共に、各地先の現状と流出防止の方法の情報交換を行えるようなネットワークの構築が重要である。そして、ただ単に赤土の流出状況を定点観測するだけでなく、浄化された地先をどう活用していくのか、赤土流出防止ネットワークは自然回復への協同取組の一部であり、その先には本来の取り組む

べき事業を見据えた各漁協組織としての事業展開のプラン作りを進める事が必要である。

3. 考察

平成7年の赤土流出防止条例制定後、沖縄の水産関係者は今後赤土が海に流れることはない早合点？または安心し切ったのか？条例策定前の熱意や漁業者の叫びというものが急速に萎えたように感じる。その結果が、現状を物語っている。降雨時には河川の大小を問わず、赤水は沿岸海域に流れ込み、陸上からは赤とマリンブルーがあまりにも対照的で、気持ち悪くなる。県経済の柱を観光に据え、沖縄県はすべての産業が何らかの形でその観光業と結びついている。その根幹であるはずの自然（海）が破壊される現状を座して待つか。漁業者も本当にこれでよいのか？他力本願のように市町村職員や県職員に対してどうにかしろと訴える。しかし、現状は何も変わっていない。もっと、漁業者が赤土流出問題を我が事と感じ、結束し、問題解決に向けた声を上げてほしい。そこから道は開かれるのではないだろうか。今、海の中は死に体である。本島沿岸で昔のままの自然が現在も残るところは数えるほどである。観光で経済を支える地域として、アメリカのハワイ州を比較地域として例にあげるが、その根底にある自然への慈しみや畏敬の念がこの沖縄には足りない。だから、この現状に誰もが声も上げず、見て見ぬ振りができるのだ。今回の講習会においても、出席者の中に漁業者は4人。かなり寂しくもあり、がっかりした現実があった。どうすれば、漁業者が関心を持ち、問題解決に決起するのであろうか。そこに期待することは無理なのであろうか。現状はすべての県民がわかっていると断言できる。しかし、その解決にはそ知らぬ振りである。この現状を開拓するために、どう行動すればよいのか、その模索が続いている。



仲宗根主任研究員の講演



比嘉氏の講演



SPSS 分析方法の実演



実際に SPSS 分析法を体験



全体討議の様子